

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）について

国の新たな経済対策として、子育て世帯に対して、18歳以下1人あたり10万円相当の支給を行うことが、令和3年11月19日に閣議決定されました。同支給については、年内に5万円の現金給付を開始し、来年春の卒業・入学・新学期に向けて5万円相当のクーポンを基本とした支給を行うこととなる見込みです。

中学生以下の児童への5万円の現金給付については、国の予備費活用に係る閣議決定がされました。高校生世代については、今後、事業実施に当たっての正式通知等が発出される予定ですが、迅速な支給が求められることから、現時点で判明している事業の概要及び本市の対応等について御報告します。

また、クーポン支給については、国から詳細が示されていませんが、国における予算措置の決定後、来年春に向けて、子育て世帯に対して迅速かつ適切な給付を行うため、以下のとおり実施方法を検討していますので、併せて御報告します。

1 現金給付

(1) 給付対象児童について

ア 令和3年9月分の児童手当（特例給付除く）支給対象となる児童等（約14万人）

イ 令和3年9月30日時点で高校生世代（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（特例給付除く）の支給対象となる金額未満）（約3.5万人）

ウ 令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた新生児（保護者の所得が児童手当（特例給付除く）の支給対象となる金額未満）（約4,500人）

(2) 給付金額

児童1人当たり5万円

(3) 手続き・スケジュール等

ア 申請不要の方

(ア) 令和3年9月分の児童手当（特例給付除く）を本市で受給している方

事前通知を行い、12月末（予定）に支給します。

ただし、一部、銀行口座の確認作業が必要になった場合など、1月以降の支給となる場合があります。

(イ) 新生児の保護者

児童手当の支給決定後、事前通知を行い、支給します。

※ (1)アのうち16歳～18歳年度末までの兄弟がいる方については、児童手当の手当額の算定（同一世帯の18歳年度末までの子の人数で支給額を決定）に必要となるため、18歳年度末までの兄弟の情報も保有していることから、当該兄弟分（イの内数約1.1万人）も申請不要での支給を検討しています。

新型コロナウイルス感染症対策予備費（11月26日閣議決定）は、中学生以下の児童への支給に充てることとされているため、当該兄弟分については、今後、国の補正予算が成立次第、準備を進め、1月以降に事前通知発送及び支給を行います。

イ 申請が必要な方

(ア) 16～18歳年度末までの児童のみがいる世帯の保護者

準備が整い次第、1月以降申請受付を開始し、順次支給します。

なお、対象と見込まれる世帯に対しては、本市保有データから対象者を抽出し、1月以降、順次、個別に郵送で周知を行います。

(イ) 所属庁で児童手当（特例給付除く）を受給している公務員の方

準備が整い次第、1月以降申請受付を開始し、順次支給します。

2 クーポンを基本とした給付

(1) 現在国から示されている考え方

ア 支給対象児童

前項1(1)に同じ。

イ 給付内容

来年春の卒業、入学、新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用できる、子ども1人当たり5万円相当のクーポンによる給付

ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能（詳細不明）

(2) 本市で現在検討している実施方法等

国から詳細が示され次第、速やかに実施できるよう、本市では、電子クーポンによる給付を実施することを想定しております。

今後、国から事務費基準額等の詳細が示され次第、適切に対応してまいります。

3 周知広報

対象者には、個別に郵送で周知を行いますが、区役所・支所でのチラシ配架や、ホームページへの掲載等により、周知を行います。

4 コールセンター及び事務局の設置

実施時期等が異なることから、現金給付とクーポンそれぞれのコールセンターを設置し、市民等からの問合せに対応する想定です。

なお、両コールセンターとも基本的な内容には対応する想定です。

5 本市で実施する場合の必要額（概算）

迅速な支給が求められることから、国の予算措置や制度設計の状況に留意しながら、現金給付及びクーポンを基本とした給付に係る予算について、早急に確保できるよう努めてまいります。

給付費：約180億円（10万円×18歳以下約18万人）

事務費：約10億円

計：約190億円

※ 現金給付については全額国庫負担、クーポンを基本とした給付については詳細不明